

融資慣行が変わる！

# 経営者保証 改革プログラム下の 説明・対応方法

金融庁などの3省庁が公表した「経営者保証改革プログラム」により、経営者保証の契約が実質的に制限を受ける。同プログラムには様々な施策があるが、2023年4月からは金融庁が監督指針を改正し、監督も強化される見込みだ。政策の概要や金融機関はどのように説明・対応すればよいのかを解説する。

## 経営者保証改革プログラムの概要

### Part 1 3省庁を挙げて金融機関に対して 経営者保証なしの融資を促す



**金** 融 庁 が、従来以上に融資改革に踏み込んでい

る。2022年12月23日、経済産業省・金融庁・財務省の連名で「経営者保証改革プログラム」経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速」を公表した。経営者保証が、スタートアップの創業や、中小企業経営者の思い切った事業展開、事業承継や事業再生を阻害する要因になっているとの問題意識から、経営者保証なしの融資を3省庁で連携して促していくための政策である。

改革プログラムは、①スタートアップ・創業、②民間融資、③信用保証付融資、④中

小企業のガバナンス——の4分野で構成されている。このうち特に金融機関にとって影響が大きいのが②だ。

その柱として、すでに金融庁は22年11月に監督指針の改正案を公表しており、令和5年度の開始に当たる23年4月から適用する予定。その内容は、金融機関が融資の契約に伴って経営者などと個人保証契約を締結する場合は、事業者や保証人に対して説明し、その説明の結果を記録することを求めるというものだ。

#### 基準となるのは 経営者保証GL

金融機関が説明すべき内容

は、⑦何が十分でないために保証契約が必要となるのか、⑧どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかの二点。その基準となるのは経営者保証に関するガイドライン（GL）だ。

このため、金融機関が経営者保証を必要とした場合は、経営者保証ガイドラインの3つの要件——①資産・お金のやりとりに関して法人と経営者が明確に分離されていること、②法人のみの資産や収益力で借入を返済できる財務基盤があること、③金融機関に対して適時適切に情報開示すること——に照らしたうえで、保証契約の必要性や、変

更・解除の可能性を説明しなければならぬ。

さらに監督指針は、一つひとつの融資について説明したことを記録するよう求める内容だ。金融機関にとっては保証契約が負担となり、実質的な制限となる政策である。金融庁は、こうした説明結果の報告を求め、23年9月期の実績報告分からは、新規融資件数のうち、「無保証融資件数」+「有保証融資で適切に説明して記録した件数」で100%を目指す。

